

# 岐阜県公報

号外(一) 令和二年十一月三十日

## 目次

### 条 例

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人 事 課)	二
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	二

### 本号で公布された条例のあらまし

- 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例(条例第五三三号)
- 一 知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当について、年間の支給割合を〇・〇五月分引き下げることとした。
  - 二 知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の六月期と二月期の期末手当の支給割合を改定することとした。
  - 三 この条例中一は令和二年二月一日から、二は令和三年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(条例第五四四号)
- 一 岐阜県人事委員会の令和二年一月一日付けの給与についての勧告に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。
    - 1 期末手当について、年間の支給割合を〇・〇五月分引き下げることとした。
    - 2 期末手当について、六月期と二月期の支給割合を改定することとした。
    - 二 特殊勤務手当のうち、実技訓練手当の支給対象者に、障がい者職業能力開発校で職業訓練業務に従事する職員を追加することとした。(第二〇条関係)
  - 三 施行期日等
    - 1 この条例は、一部の規定を除き、令和二年二月一日から施行することとした。
    - 2 二による改正後の規定は、令和二年六月一日から適用することとした。

条 例

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十三号

知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給与に関する条例(昭和二十四年岐阜県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百十七・五」を「百分の二百十二・五」に改める。

第二条 知事及び副知事の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百十二・五」を「百分の二百十五」に改める。

(岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成十一年岐阜県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百十七・五」を「百分の二百十二・五」に改める。

第四条 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の二百十二・五」を「百分の二百十五」に改める。

(岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百十七・五」を「百分の二百十二・五」に改める。

第六条 岐阜県議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百十二・五」を「百分の二百十五」に改める。

(岐阜県各種委員等給与条例の一部改正)

第七条 岐阜県各種委員等給与条例(昭和二十三年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百十二・五」を「百分の二百十五」に改める。

(岐阜県各種委員等給与条例の一部改正)

第七条 岐阜県各種委員等給与条例(昭和二十三年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

のよう改正する。

第七条第二項中「百分の二百十七・五」を「百分の二百十二・五」に改める。

第八条 岐阜県各種委員等給与条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二百十二・五」を「百分の二百十五」に改める。

附 則

この条例中第一条、第三条、第五条及び第七条の規定は令和二年十二月一日から、第二条、第四条、第六条及び第八条の規定は令和三年四月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十四号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する

条例

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第十一項第一号中「木工芸術スクール又は障がい者職業能力開発校」に改め、「職業訓練指導員である」を削る。

第二十三条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に、「百分の七十」を「百分の六十五」に改め、同条第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に改め、同

条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百

分の百七・五」に改める。

(岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(岐阜県一般職の任期付職員に関する条例の一部改正)

第五条 岐阜県一般職の任期付職員に関する条例(平成十四年岐阜県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第六条 岐阜県一般職の任期付職員に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第二十條第十一項第一号の改正規定 公布の日

二 第二条、第四条及び第六条の規定 令和三年四月一日

2 第一条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第二十條第十一項第一号の規定は、令和二年六月一日から適用する。

令和二年十一月三十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社